

○熱海市下水道排水設備指定工事店規程

平成11年3月29日

公営企業部規程第1号

改正 平成17年3月25日公営企業部規程第1号

平成17年3月31日公営企業部規程第2号

平成22年3月31日公営企業部規程第1号

平成23年3月16日公営企業部規程第1号

平成24年6月22日公営企業部規程第2号

令和元年6月4日公営企業部規程第2号

令和元年12月13日公営企業部規程第3号

熱海市下水道指定工事店取扱規程（昭和51年熱海市公営企業部規程第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、熱海市下水道条例（平成11年熱海市条例第6号。以下「条例」という。）

第7条の規定に基づき、熱海市下水道排水設備指定工事店について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 条例第5条に規定する排水設備の新設、増設又は改築の工事をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第7条の規定に基づき、排水設備等の工事の実施ができるものとして、管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 静岡県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

（平22公営企業部規程1・平23公営企業部規程1・一部改正）

（指定工事店の指定）

第3条 条例第7条に規定する排水設備等の工事を実施することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長がこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の実施に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 静岡県内に事業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

（平22公営企業部規程1・平24公営企業部規程2・令元公営企業部規程2・令元公営企業部規程3・一部改正）

（指定の申請）

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し、経歴書及び誓約書（様式第2号）
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属責任技術者名簿（様式第3号）及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（第2条第1項第3号において定める協会が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。）の写し

(6) 工事の実施に必要な設備及び器材を有していることを証する設備・機材所有調書（様式第4号）

（平17公営企業部規程2・平22公営企業部規程1・平23公営企業部規程1・平24公営企業部規程2・令元公営企業部規程3・一部改正）

（指定工事店証）

第5条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、熱海市下水道排水設備指定工事店証（様式第5号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を毀損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は同条第2項の規定により指定を取り消されたとき、若しくは指定の効力を停止されたときは、市長に指定工事店証を返納しなければならない。

（平22公営企業部規程1・令元公営企業部規程3・一部改正）

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、熱海市下水道条例施行規則（平成11年熱海市規則第7号。以下「規則」という。）その他市長が定めるところに従い誠実に排水設備の工事を実施しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事实施の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は適正な工費で実施しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備の工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び実施してはならない。
 - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに

協力するよう努めなければならない。

(平22公営企業部規程1・平24公営企業部規程2・一部改正)

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

(平22公営企業部規程1・一部改正)

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(平22公営企業部規程1・一部改正)

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての事業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称若しくは所在地又は代表者若しくは役員の氏名(法人の指定工事店に限る。)

(2) 事業所の名称又は氏名若しくは住所(個人の指定工事店に限る。)

(3) 専属責任技術者

3 指定工事店異動届には、第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

4 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(平22公営企業部規程1・令元公営企業部規程3・一部改正)

(指定の取消し又は停止)

第10条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月

を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例、規則又はこの規程等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。

(平 2 2 公営企業部規程 1 ・ 一部改正)

(責任技術者の責務)

第 1 1 条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則及びその他市長が定めるところに従い、排水設備の工事の設計及び実施（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備の工事に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 2 2 公営企業部規程 1 ・ 一部改正)

(公示)

第 1 2 条 市長は、次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 指定工事店を新たに指定したとき。

(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は停止したとき。

(3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。

(4) 第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の届出を受理したとき。

(平 2 2 公営企業部規程 1 ・ 平 2 4 公営企業部規程 2 ・ 一部改正)

(事務連絡会)

第 1 3 条 市長は、指定工事店による排水設備の工事の適正な実施等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(平 2 2 公営企業部規程 1 ・ 一部改正)

(その他)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際なされた指定工事店の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年公営企業部規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に熱海市下水道排水設備指定工事店規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 17 年公営企業部規程第 2 号）

- 1 この規程は、公示の日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現にこの規程第 2 条による改正前の熱海市下水道排水設備指定工事店規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成 22 年公営企業部規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年公営企業部規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に改正前の第 2 条に規定する日本下水道協会静岡県支部（以下「県支部」という。）が実施した同条に規定する責任技術者認定試験（以下「旧試験」という。）に合格し、県支部に責任技術者の登録をした者は、改正後の第 2 条に規定する静岡県下水道協会（以下「協会」という。）が実施した同条に規定する下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「新試験」という。）に合格し、協会に責任技術者の登録をした者とみなす。
- 3 この規程の施行前に県支部が実施した旧試験に合格した者で、この規程の施行の日以後に協会に責任技術者の登録を受けようとするものについては、協会が実施した新試験に合格した者とみなす。

附 則（平成 24 年公営企業部規程第 2 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和元年公営企業部規程第 2 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に改正前の熱海市下水道排水設備指定工事店規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年公営企業部規程第 3 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に改正前の熱海市下水道排水設備指定工事店規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の熱海市下水道排水設備指定工事店規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・継続)

あて

申 請 業 者	ふりがな 商 号			
	ふりがな 代表者氏名		印	
	ふりがな 事業所所在地	電話 ()		

[添付書類]

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し、経歴書及び誓約書（様式第2号）
- 2 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 3 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 4 専属責任技術者名簿（様式第3号）
- 5 設備・器材所有調書（様式第4号）

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

あて

商 号

申請者 代表者氏名

印

事業所所在地

申請者及びその役員は、熱海市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

様式第3号(第4条関係)

専属責任技術者名簿(新規・解除) あて		年 月 日	
指定(登録)番号 第 号 商 号 代表者氏名 事業所所在地		号 印 電話 ()	
ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

(添付書類)

- 1 責任技術者証の写し
 - 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - ① 健康保険の被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証等は除く。)の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- (注)専属解除の場合は、名簿を別業とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

様式第4号(第4条関係)

設備・器材所有調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

熱海市下水道排水設備指定工事店証

印

下記の者を、熱海市下水道排水設備指定工事店規程第3条の規定により、熱海市下水道排水設備指定工事店として、指定する。

指定(登録)番号	第 号
指定工事店名 (商号)	
代表者氏名	
事業所所在地	
指定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

指定工事店証再交付申請書

あて

申請業者	指定(登録)番号	第 号		
	ふりがな 指定工事店名 (商号)			
	ふりがな 代表者氏名		印	
	事業所所在地	電話 ()		

【理由及び経過説明】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

〔添付書類〕

指定工事店証(毀損した場合)

年 月 日

指 定 工 事 店 辞 退 届

あて

申 請 者	指定(登録)番号	第	号
	ふりがな 指定工事店名 (商号)		
	ふりがな 代表者氏名		印
	事業所所在地	電話	()
	理 由	

[添付書類]

- 1 指定工事店証
- 2 責任技術者証の写し

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

指定工事店異動届

あて

指定(登録)番号 第 号
指定工事店(商号)

代表者氏名 印

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 商 号		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、専属者の責任技術者証	
ふりがな 氏名(代表者又は役員)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、住民票の写し、経歴書(代表者のみ)、誓約書	
責任技術者の変更		
添付書類	専属者の責任技術者証	
住居表示の変更		
添付書類	住民票の写し又は街区符号及び住居番号変更通知書(登記事項証明書でも可)、指定工事店証	
事業所所在地		
添付書類	事業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し(法人のみ)、指定工事店証	
電 話 番 号		

様式第1号（第4条関係）

（令元公営企業部規程3・全改）

様式第2号（第4条関係）

（令元公営企業部規程3・追加）

様式第3号（第4条関係）

（平17公営企業部規程1・一部改正、平22公営企業部規程1・旧（様式第2号）・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第2号繰下・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平22公営企業部規程1・旧（様式第3号）・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第3号繰下）

様式第5号（第5条関係）

（平22公営企業部規程1・旧（様式第4号）・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第4号繰下）

様式第6号（第5条関係）

（平17公営企業部規程1・一部改正、平22公営企業部規程1・旧（様式第5号）・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第5号繰下・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平17公営企業部規程1・一部改正、平22公営企業部規程1・旧（様式第6号）・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第6号繰下）

様式第8号（第9条関係）

（平17公営企業部規程1・平17公営企業部規程2・一部改正、平22公営企業部規程1・旧（様式第7号）・一部改正、令元公営企業部規程2・一部改正、令元公営企業部規程3・旧様式第7号繰下・一部改正）